

誤った労災保険請求手続きを行わないために ～災害発生後、初期対応を誤らないよう提出する請求書の 種類・受理される書類の作成等を具体的にわかりやすく解説～

主催（一社）三田労働基準協会

労災保険制度は、労働者の業務上の事由または通勤による災害に対して所定の給付を行うことを目的としています。災害が発生した際、状況に応じて迅速、かつ、内容に応じた請求書による手続きが求められることになりますが、初期の対応を誤るとその後の事務処理が複雑になり、労災保険給付が遅れることもあります。労働基準監督署で労災保険請求手続きを行い、労災保険請求業務を熟知した元労災監察官から、具体的事例も踏まえ、災害発生後、初期対応を誤らないよう提出する請求書の種類・受理される書類の作成等をわかりやすく解説いたします。

- 1 日 時 2026年2月5日（木）受付 13:00～
- 2 会 場 一般社団法人三田労働基準協会 1階研修センター
港区芝4-4-1 三田労働基準協会ビル（裏面案内図参照）
- 3 講 師 高橋 健 氏（特定社会保険労働基準監査官）
- 4 内 容 (1) 労働災害発生後のわかりやすい確認する事項
(2) 使用する保険手続
(3) 請求書の種類の判別
(4) 監督署に提出してもらい、スムーズに処理してもらうための書類作成の注意点
(5) 平均賃金の算定
(6) その他（死傷病報告等）
- 5 受講料 協会会員 5,500円（ペイメントのワードマーク）、非会員 6,000円（資料代・税込）
- 6 定 員 30名（先着順）
- 7 申込方法等
(1) 次のメールアドレスに、rclmu@mita-lab.yo.jp
①講習会名
②開催年月日
③貴事業場の名称及び所在地
④協会会員又は非会員の表示
⑤連絡先担当者氏名及びメールアドレス
⑥電話番号
⑦受講者の氏名、フリガナ
⑧講習についてのご質問 を記載例のように記入してください。
- 